

職員の暴言等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、対象者の言動やメールの文面が乱暴である、また、業者に対する不満を周囲の職員に言うことで業務の手を止めさせている、さらに、職員の結婚等プライベートな事項を他の職員に話していることを指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 対象者の言動について 所属において、対象者と座席が近隣の職員4名及び対象者の上司である副所長及び庶務担当係長の2名にヒヤリングを行った。いずれの回答も、対象者の普段の言動については、職場の秩序を乱したり、職員のモチベーションを低下させるものではないとのことである。 ただし、1名の職員から、そのように感じる職員がいるかもしれない旨の回答があり、上司からは、過去に他の職員から対象者の言動について相談を受け、日頃の言葉遣いについて対象者を指導したことがある旨の回答があった。</p> <p>2 業者への不満について ヒヤリングの結果、対象者が業者とのやり取りに関する不満等を周りの職員に言う際に、当該職員が業務の手を止めて話を聞くことはあるものの、業務に支障が生じたり、問題のあるものとする回答はなかった。</p> <p>3 決裁文書の提出を促すメールの文面について 所属からの報告によると、職員の労務に関する業務の中で、締切内の処理を依頼するメールは対象者から送っている。文面に関し、職場の秩序や適正な職務執行の範囲を逸脱するのは確認されなかったとのことである。 所属より当該メールの提出を受け、委員が内容を確認したが、通報者が主張するような内容は確認できなかった。</p> <p>4 結婚等、プライベートな事項を他の職員に話したことについて 通報者は、結婚等の事項を、対象者から他の職員に話されたとする職員を特定していない。所属によると、対象者が配属されて以降結婚した職員は、把握できているだけでも9名とのことである。 通報内容に合致する職員を特定しないままヒヤリングを行った場合、通報に直接関係のない職員にまで当該通報内容を知らしめることになること、また、当該通報内容が事実と異なる場合には対象者の名誉を不必要に傷つけることになりうることから、所属では、調査の実施は困難とした。その懸念は首肯でき、調査を実施しなかったことはやむを得ないと言える。 なお、局としては、個人情報の取扱いについて、職員同士であっても疑念を招くような言動には十分注意するよう、改めて広く指導していくとしている。</p> <p>5 まとめ 上記のとおり、対象者の言動には一部注意を要する点があるものの、通報者が主張するような、職場の秩序を乱したり、職員のモチベーションを低下させるものであるということは確認されなかった。 局としては、対象者の言動については、コンプライアンス上問題がある行為とは言えないものの、様々な職員がいる職場の中では不快に感じる職員がいることも考えられるため、言動には気を付けるよう、直属上司を通じて改めて指導し、また、個人情報の取扱いについても、職員同士であっても疑念を招くような言動には十分注意するよう、改めて広く指導していくとしていることから、それらの取組をしっかりと進めていくことを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の言動については、コンプライアンス上問題がある行為とは言えないものの、様々な職員がいる職場の中では不快に感じる職員がいることも考えられるため、言動には気を付けるよう、直属上司を通じて改めて指導した。 ・個人情報の取扱いについても、職員同士であっても疑念を招くような言動には十分注意するよう、改めて広く指導していく。